



入札告示

手稲区告示第 36 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 3 年 7 月 15 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-0835 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 2 番 1 号

札幌市手稲区土木部維持管理課事務係 電話 011-681-4011 FAX 011-681-4937

メールアドレス te.doboku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名
手稲区管内の公園の街路灯で使用する電力（公衆街路灯 B 相当）
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 調達期間
令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- (4) 予定使用電力量及び需要場所
174,854 kWh
需要場所は仕様書別記一覧のとおり
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。入札金額は、仕様書等にした契約容量、契約電力又は契約電流（以下「契約電力等」という。）及び予定使用電力量に、入札者が設定した契約電力等に対する月額単価（基本料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）及び使用電力量に対する単価（電力量料金。消費税及び地方消費税の額を含む。）を乗じて得た額の合計の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、契約単価積算内訳書（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない単価を積算の基礎としているときは、その根拠となる単価及び計算式を明示した資料を併せて提出すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（小数点第三位切り上げ）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30 年～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「卸小売業」、中分類「電力業」に登録されている者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく小売電気事業

者としての登録を受けた者であること。

- (4) 本告示に示した電力を確実に安定して供給し得ることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (8) 札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱（令和 3 年 3 月 29 日環境局長決裁）別表（第 4 条関係）の環境配慮評価基準に適合する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出方法
上記 1 に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。
http://www.city.sapporo.jp/teine/dobokubu/keiyaku/keiyaku-doboku-denryoku-gairotob_r3.html
- (3) 入札書の受領期限
令和 3 年 8 月 4 日（水）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
日時 令和 3 年 8 月 5 日（木）10 時 30 分
場所 手稲区土木センター第 1 会議室（札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 2 番 1 号）
- (5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ

5 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
要。契約を締結しようとする者は、落札金額（仕様書等に示した契約電力等及び予定使用電力量に、契約単価を乗じて得た金額の合計。）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、本告示に示した電力を供給できることを確認するため、下記の書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
また、入札者は、開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、そ

れに応じなければならない。

ア 電力供給誓約書

イ 接続供給契約に関する証明書（写）（契約書の写しなど。）

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。